

〔 条例・協定等関係 〕

相互応援協定等一覧

	協 定 名	締 結 年 月 日	協定市町村等名	内 容
消 防 相 互 應 援 協 定	大阪市、和泉市航空消防応援協定	昭和45年10月1日	大 阪 市	回転翼航空機による消防業務の応援
	河内長野市、和泉市消防相互応援協定	昭和45年12月1日	河 内 長 野 市	火災、その他の災害防ぎよ、救急救助業務の応援
	阪和林野火災消防相互応援協定	平成13年7月1日 (再締結)	河 内 長 野 市 岸 和 田 市 貝 塚 市 泉 佐 野 市 泉 南 市 阪 南 市 岬 町 阪南岬消防組合 和 歌 山 市 橋 本 市 岩 出 町 打 田 町 粉 河 町 那 賀 町 か つ ら ぎ 町 高 野 口 町 那 賀 消 防 組 合 伊 都 消 防 組 合	林野火災防ぎよ業務の応援
	和泉市、伊都消防組合消防相互応援協定	昭和56年6月16日	伊 都 消 防 組 合	火災、その他の災害防ぎよ、救急救助業務の応援
	大阪府南ブロック消防相互応援協定	平成14年11月1日 (再締結)	堺 市、高 石 市 消 防 組 合 泉 大 津 市 岸 和 田 市 貝 塚 市 泉 佐 野 市 泉 南 市 忠 岡 町 阪南岬消防組合 熊 取 町 田 尻 町	火災、その他の災害防ぎよ、救急救助業務の応援
	大阪府下広域消防相互応援協定	平成14年6月1日 (再締結)	大 阪 府 下 消 防 本 部 設 置 市 町	大規模な災害等が発生した場合における災害防ぎよ、救急救助業務の応援
	関西国際空港消防相互応援協定	平成15年7月1日 (再締結)	大 阪 市 堺 市、高 石 市 消 防 組 合 岸 和 田 市 泉 大 津 市 貝 塚 市 泉 南 市 泉 佐 野 市	空港及び周辺における航空機に関する災害又は災害発生のおそれのある事態に際し消火救難業務の応援

消 防 相 互 応 援 協 定			阪 南 市 忠 岡 町 熊 取 町 田 尻 町 関西国際空港株 式会社	
	近畿自動車道松原すさみ線及 び関西空港線消防相互応援協 定	平成13年7月1日 (再締結)	堺市、高石市 消防組合 岸和田市 貝塚市 熊取町 泉佐野市 泉南市 阪南岬消防組合 那賀消防組合 和歌山市 海南市	高速自動車道における火災その 他の災害防ぎよ、救急救助業務 の応援
そ の 他 の 協 定 等	ガス漏れ及び爆発事故の防止 対策に関する申し合わせ	昭和56年7月1日	大阪ガス株式会 社南部事業本部	ガス漏れ及び爆発事故等の災害 時における初動、相互連絡及び 処理体制等の防災対策について 連携強化を図る
	消防行政管轄区域の境界線上 に位置する消防対象物の行政 事務処理に関する協定	昭和56年6月20日 昭和58年7月22日 昭和58年9月16日 昭和59年6月1日	堺市、高石市 消防組合 泉大津市 忠岡町 岸和田市	境界線上に位置する消防対象物 の事務処理の一元化を図る
	避難場所の利用に関する協定	平成8年9月27日	泉大津市	両市の行政区画が隣接している 地域の避難場所を相互に利用
	大阪府水道震災対策相互応援 協定	平成9年3月31日	大阪府、大阪府 域の市町村(大 阪市を除く。) の水道事業者及 び泉北水道企業 団	大阪府域に地震が発生し、水道 施設に被害が生じた場合、大阪 府地域防災計画に基づき左欄の 協定締結団体が相互に協力し、 応急対策を実施する。
	災害時相互支援に関する協定	平成10年10月24日	全国伝統地名 (旧国名)市町 村連絡協議会	災害時の物的人的支援に関する こと。
	市内郵便局との相互協力に関 する協定	平成12年1月26日	和泉市内郵便局	相互が収集した被災者の避難先 及び被災状況等の提供、災害弱 者についての情報及び対応並び に所管施設、用地の相互提供
	災害時相互応援協定	平成14年6月28日	堺市、大津市、 高石市、高 岡市	協定締結市町の区域において地 震、洪水等が発生し、被災市町 独自では十分な応急措置ができ ない場合、広域的な応援を行 う。
	水道緊急連絡管に関する協定 書	平成13年12月25日 平成15年10月14日	高石市 岸和田市	水道施設損傷等の緊急時に相互 に応援協力して、互いに上水道 の安全供給体制の確立を図る。

和泉市防災会議条例

〔昭和38年9月30日〕
〔条例第19号〕

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、和泉市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）和泉市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること
- （2）市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- （3）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充て、委員の定数はそれぞれ各号に定める人数とする。

- （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 1人以内
- （2）本市の区域を実務担任区とする陸上自衛隊の部隊の長
- （3）大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
- （4）大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人以内
- （5）市長がその部内の職員のうちから指名する者 7人以内
- （6）教育長
- （7）消防長及び消防団長
- （8）指定公共機関または、指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
10人以内
- （9）防災に関する学識経験を有する者のうちから市長が任命する者
3人以内

- 6 前項第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和泉市防災会議委員任命一覧

区 分	職 名
会 長	和泉市長
第 1 号	国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所南大阪維持出張所長
第 2 号	陸上自衛隊第37普通科連隊長
第 3 号	大阪府総務部危機管理室泉北地域防災推進室長
”	大阪府和泉保健所長
”	大阪府鳳土木事務所長
第 4 号	大阪府和泉警察署長
第 5 号	和泉市助役
”	和泉市助役
”	和泉市収入役
”	和泉市水道事業管理者
”	和泉市病院事業管理者
”	和泉市総務部長
”	和泉市土木下水道部長
第 6 号	和泉市教育長
第 7 号	和泉市消防長
”	和泉市消防団長
第 8 号	西日本電信電話株式会社大阪支店設備部災害対策室長
”	西日本旅客鉄道株式会社和泉府中駅長
”	大阪府都市開発株式会社泉北高速鉄道運輸部長
”	日本通運株式会社堺支店営業センター所長
”	関西電力株式会社岸和田営業所長
”	大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部長
”	南海バス株式会社光明池営業所長
”	和泉市医師会長
”	光明池土地改良区理事長
第 9 号	和泉市町会連合会代表（副会長）
”	和泉市連合婦人会会長
”	和泉市女性消防クラブ連合会長

和泉市災害対策本部条例

〔昭和38年9月30日〕
条例第20号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、和泉市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所、部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部及び事務局を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を、事務局に事務局長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の、事務局長は事務局の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の趣旨にかんがみ、既存建築物の耐震改修を促進するため、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く民間建築物をいう。）の耐震診断を行う建築物の所有者に対し、和泉市既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 法第3条に規定する指針に基づき耐震診断技術者が行う診断をいう。

(2) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいう。

ア 木造住宅の耐震診断にあつては、都道府県等が主催する「木造住宅耐震診断講習会（木造建築技術者向け）」の受講修了者で、受講修了者名簿に登録された者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物の耐震診断にあつては、建築士法第2条第1項に規定する建築士で、都道府県知事が指定する「耐震診断講習会」の受講修了者として登録した者及び社団法人大阪建築士事務所協会の「法令建築事務所制度」による構造法令専門者として登録した者

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けたものを除く。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定による建築主事の確認済証の交付を受けた建築物。

(2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた建築物。

(3) 住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含む。）又は法第2条に規定する特定建築物であつて、現に居住又は使用している建築物。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

(補助内容)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要した費用（単なる見積りに要した費用又は工事費を除く。）の2分の1とする。ただし、1,000,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含み、現に居住しているものに限る。）については、1戸当たり25,000円として算出した金額と前項の規定により算出した額のいずれか低い額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に補助金の交付を通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、和泉市既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

（耐震診断の着手）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直ちに和泉市既存民間建築物耐震診断着手届（様式第4号）により市長に届けなければならない。

（耐震診断の変更及び中止）

第9条 補助決定者は、交付申請内容の変更又は耐震診断を中止しようとするときは、速やかに和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請内容変更・中止届（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（耐震診断の結果報告）

第10条 補助決定者は、耐震診断が終了したときは、和泉市既存民間建築物耐震診断報告書（様式第6号）に必要書類を添えて報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたことを確認のうえ、補助金の額を確定し、和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助決定者に補助金の額を通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助決定者は、前条の規定による補助金の確定通知書を受けたときは、和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書（様式第8号）により、当該通知書に定める確定額を請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し）

第14条 市長は、補助決定者が次の各号の一に該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- （2） 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （4） この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金を既に交付しているときは、和泉市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第16条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

避難場所の利用に関する協定

和泉市と泉大津市は、災害時における避難場所の利用について下記のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両市の行政区域が隣接している地域の避難場所を相互に利用することにより、災害時における住民の安全確保等を図ることを目的とする。

(避難場所開閉時の連絡)

第2条 両市において、避難場所を開設及び閉鎖したときは、早急にその旨を担当部局へ連絡するものとする。

(避難場所の管理・運営)

第3条 管理・運営については、避難場所を管轄する市が実施するものとする。

(避難者等の報告)

第4条 両市は、この協定に基づき避難者等を受け入れたときは、速やかに避難者等に関する情報を報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 両市は、この協定に基づき、避難者等を受け入れた際に要した経費については、それぞれ受け入れた市の負担とする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、両市が協議の上定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、両市の市長記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年9月27日

和泉市長
泉大津市長

災害時における避難所の利用について（高石市回答）

高石総環第9074号
平成16年8月16日

和泉市長 様

高石市長 印

災害時における避難所の利用について（回答）

平成16年7月20日付和泉総第43号で依頼のありました貴市の葛の葉町及び富秋町の一部地域住民の災害時における避難予定場所について、当市の避難所である高南中学校を利用されたく存じます。

なお、避難者が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、下記事項に留意のうえ対処されるようお願いいたします。

記

1. 貴市と当市の相互の連絡を密にすること
2. 貴市から避難者が相当数となった場合は、貴市の職員を当市に派遣すること
3. その他必要な事項は、その都度協議すること

全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議加盟市町災害時相互支援に関する協定書

全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議に加盟する市町（以下「加盟市町」という。）は、加盟市町において地震、風水害等の災害が発生し、被災市町の住民生活に多大な被害が生じた場合に、友愛精神に基づき相互に支援し、被災市町の住民生活の復旧に役立てるため、次のとおり協定する。

（支援の種類）

第1条 支援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （3）救援、消火、救急活動等に必要な車両等の提供
- （4）救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）ボランティアのあっせん
- （7）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続）

第2条 支援を受けようとする被災市町は、次の各号に定める事項を明らかにし、第6条に定める災害支援本部にファクシミリ等により要請するとともに、後日文書を提出するものとする。

- （1）被害状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる支援に要する品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる職員の人員数
- （4）支援隊の集結場所及びその経路
- （5）支援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援の実施）

第3条 支援の要請を受けた市町は、業務に支障のないかぎり、これを実施するものとする。

（維持管理）

第4条 支援のために要請した資機材等の維持管理については、支援を要請した市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、原則として支援を要請した市町の負担とする。ただし、特別な事情により負担が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

（災害支援本部）

第6条 加盟市町において大規模な災害が発生した場合は、災害が発生した当該年度の全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議の会長の市町に災害支援本部（以下「本部」という。）を置く。ただし、会長市町において災害が発生した場合は、前年度の会長市町に本部を置くものとする。

（本部の業務）

第7条 本部の業務は、次のとおりとする。

- （1）被災市町の情報の収集

(2) 支援要請に基づく加盟市町間の連絡調整及び支援方法等の決定

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、加盟市町が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成10年10月24日から2年間とする。ただし、加盟市町から期間満了の1年前までに別段の意思表示がないときは、この協定をさらに2年間有効とし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書36通を作成し、加盟市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年10月24日

青森県むつ市長	杉山 肅	秋田県羽後町長	佐藤 正一郎
福島県いわき市長	四家 啓助	福島県岩代町長	大内 正男
千葉県下総町長	澤田 正	長野県信濃町長	大草 忠和
石川県加賀市長	矢田 松太郎	福井県越前町長	京谷 宗雄
岐阜県美濃市長	石川 道政	三重県志摩町長	井田 久彌
三重県伊勢市長	水谷 光男	三重県伊賀町長	垂井 正
滋賀県近江町長	木村 彰	京都府丹後町長	相見 幸三
京都府丹波町長	横山 義雄	京都府山城町長	藤原 秀夫
大阪府摂津市長	森川 薫	大阪府和泉市長	稲田 順三
兵庫県淡路町長	戸田 種彦	兵庫県播磨町長	佐伯 忠良
岡山県備前市長	栗山 志朗	岡山県備中町長	森崎 光政
岡山県美作町長	小阪田 泰彦	島根県出雲市長	西尾 理弘
島根県石見町長	日高 昭登	山口県長門市長	藤田 光久
愛媛県伊豫市長	増野 英作	徳島県阿波町長	安友 清
高知県土佐町長	志和 友晴	高知県土佐市長	森田 康生
福岡県筑後市長	馬場 淳次	福岡県豊前市長	釜井 健介
佐賀県肥前町長	井上 良富	宮崎県日向市長	赤木 欣康
鹿児島県大隅町長	永野 静夫	鹿児島県薩摩町長	脇 榮一

第 号
年 月 日

全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議会長 様

市 町
市町長 印

災害発生による支援要請について

全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議加盟市町災害時相互支援に関する協定に基づき、次のとおり支援を要請します。

項 目	内 容
1. 被害状況	
2. 支援に要する品名、数量等	
3. 支援を要する職員の人員数	
4. 支援隊の集結場所及びその経路	
5. 支援の期間	
6. その他支援に必要な事項	

災害時における和泉市と和泉市内郵便局との相互協力に関する協定

和泉市長（以下「甲」という。）と和泉市内郵便局代表者（以下「乙」という。）は、和泉市内に発生した地震その他による災害時において、和泉市及び和泉市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、和泉市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （2） 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い
- （3） 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- （4） 所管施設及び用地の相互提供
- （5） 災害情報に係る広報の提出等
- （6） その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲または乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式第1号による要請書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 協力の内容
- （3） 協力の期間
- （4） 前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙間が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第6条 和泉市災害対策本部へ和泉郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否確認等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 和泉市内の郵便局は、和泉市又は和泉市内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては和泉市総務部総務課長、乙においては、和泉郵便局総務課長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年1月26日

和 泉 市 長
和 泉 市 内 郵 便 局
代表者 和泉郵便局長

協 力 要 請 書

平成 年 月 日	送受信時刻	送信（要請者）	受信（要請先）
災害状況			
	覚知月日時分		
要請理由			
協力の内容			
協力の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
施設・用地の提供	使用目的		
	使用場所		
その他参考事項			

災害時相互応援協定

堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町は、広域的な災害における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（広域的協定の目的）

第1条 この協定は、相互応援協定締結市町（以下「締結市町」という。）の区域において地震、洪水等の災害が発生し、被災市町独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町の要請にこたえるため、あらかじめ締結市町間において災害時の広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

（応援要請等）

第2条 締結市町の長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をしたその市町（以下「応援要請市町」という。）に対し、相互に応援するものとする。

（人的応援）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町の長又は災害対策本部長等が、災害の状況、出勤を求める人員及び職種、誘導員配置場所等を明示し、他の締結市町（以下「応援市町」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 災害応援のため、救援物資及び必要な資器材等を必要とする場合において、締結市町の長は、必要とする救援物資及び資器材等の種別、数等の供給について、相互の応援を要請することができる。

（指揮）

第5条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- （1） 応援要請市町の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- （2） 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費については、次のとおりとする。

- （1） 第3条の人的応援に要する経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町の負担とする。
- （2） 第3条の人的応援に要する経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町の負担とする。
- （3） 第4条の物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資器材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町の負担とする。

（協定なき事項等）

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町が協議をして、定めるものとする。

（協定の発効）

第8条 この協定は、平成14年7月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、締結市町の長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年 6 月28日

堺 市 長
泉大津市長
和 泉 市 長
高 石 市 長
忠 岡 町 長